



議案第三十二号

大柿地区ほ場整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年参月拾九日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

記

- 一 工事の名称 大柿地区ほ場整備工事
- 二 工事の場所 東伯郡三朝町大字大柿地内
- 三 工事の概要 整地工 一六六ヘクタール 用排水路工 一、四七八メートル
道路工 八六五メートル 暗梁排水 一、二ヘクタール
- 四 事業費 三三、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十年年度